

志學館大学FD推進委員会規程

(設 置)

第1条 志學館大学に、志學館大学FD推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議及び実施する。

- (1) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・実施及び関連する情報の収集と提供に関する事項
- (2) 教職員の研修、新任教員オリエンテーション、研究会等の企画・実施・支援に関する事項
- (3) その他FDに関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長が指名した教員
- (2) 各学部長から推薦された教員 若干名
- (3) その他学長が必要と認めた者

2 前項第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じたときに補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第1号から第3号までの委員を、FD推進委員と呼ぶことがある。

5 学長が必要と認めたときは、適宜、職員若しくは学生又は学外者を委員とすることができる。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

6 委員長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、学務課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月12日から施行する。